楽天 Edy サービス利用規約

第 1 条　（目的）

本規約は、楽天カード株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する電子マネー「Edy」に関して規定するものです。当社の発行する Edy を利用者が使用する場合には本規約が適用されます。

第 2 条（定義）

本規約において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

●Edy

当社及び楽天 Edy 株式会社（以下「楽天 Edy 株式会社」といいます。）所定の方式で当社が利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、本規約に基づき利用者が商品等の代金の支払に使用することができる前払式支払手段である「楽天 Edy」及び「Edy」

●楽天 Edy サービス

Edy の発行、Edy の購入情報及び残高情報の管理に加え、利用者が加盟店から商品等の販売又は提供を受ける場合において、当該商品等の代金の全部又は一部の支払いとして Edy を使用したときには、使用された Edy に相当する代金額と同額の金額を当社が楽天 Edy 株式会社を通じて加盟店に対して支払うサービス

●Edy カード

利用者が本規約に従って Edy を記録し使用するために必要な機能を備えた非接触 IC カード等

●Edy 番号

Edy カードに記載される番号であって、当該 Edy カードに記録される Edy 及び Edy による取引を特定するために割り当てられる１６桁の数字

●楽天 Edy マーク及び Edy マーク

Edy カードであることを認識するために Edy カード券面に表示され、また加盟店標識として使用される楽天 Edy サービスのマーク

●利用者

Edy カードを正当に保有する方であって、当社が発行する Edy を正当に入手して当社の定める方法で Edy を使用する方

●加盟店

楽天 Edy 株式会社の Edy 所定の取扱いに関する加盟店契約により、商品等の販売及び提供に係る代金の支払いについて利用者が Edy を使用することができる事業者

●商品等

利用者が販売又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ及び権利等

●Edy 端末

商品等の購入又は提供の代金の支払いについて利用者が Edy を使用するために必要となる機器であって、加盟店又はその指定する場所に設置される端末機器

●Edy チャージャー

利用者が本規約第６条により Edy の発行を受けることのできる端末機器

●パーソナルリーダ・ライタ

インターネットを介して利用者が Edy の発行を受ける際又はインターネットを通じて購入若しくは提供を受ける商品等の代金の支払いに Edy を使用する際に必要となる端末機器（その他の機器に内蔵される端末機器も含む。）

●提携会社

当社から Edy の発行に関する事務の委託を受け、当社から利用者に対する Edy の発行に関する事務を履行する事業者

第３条（楽天 Edy サービスの利用）

１．利用者は、当社が発行する Edy の使用について、本規約を遵守してください。

２．利用者は、楽天 Edy マーク及び Edy マークを掲示した加盟店で、商品等の購入又は提供の代金の支払いに Edy を使用することができます。

第４条（パーソナルリーダ・ライタの取扱い）

１．利用者は、インターネットを利用した取引において Edy の使用を希望する場合、別途パーソナルリーダ・ライタを利用者の費用により入手してください。

２．利用者は、パーソナルリーダ・ライタを、利用者が使用する機器（以下「パーソナルリーダ・ライタ接続機器」といいます。）に当社所定の方法に従い使用してください。なお、機器の種類によっては、パーソナルリーダ・ライタの使用ができない場合がありますので、事前にご確認ください。

第５条（Edy の取扱い）

１．利用者は、違法、不正又は公序良俗に反する目的で Edy を使用することはできず、

かつ、営利目的にEdy、Edyカード又はパーソナルリーダ・ライタを使用しません。

２．利用者がEdyカード１枚に記録することのできるEdyの上限は、Edyカードに記載されている金額とします。利用者は、上限の範囲内であれば何度でも、本規約に基づき当社からEdyの発行を受け、Edyカードに記録することができます。

３．Edyの未使用残高は、Edy端末、パーソナルリーダ・ライタ接続機器又はEdyチャージャー等の画面に表示させる方法により確認することができます。４．利用者は、Edy、Edy カード又はパーソナルリーダ・ライタの破壊、分解又は解析等を行ってはならないものとし、理由のいかんにかかわらず Edy の複製を試みたり、そのような行為に加担及び協力しません。

第６条（Edyの発行）

１．利用者は、Edyの発行を希望するときは、当社及び楽天Edy株式会社所定の方法により手続を行います。

２．Edyが利用者のEdyカードに記録された時点をもって、利用者に対しEdyが発行されます。

３．１回に発行されるEdyの額は、金２５，０００円相当を限度とし、かつ、利用者は、当社及び楽天Edy株式会社所定の金額単位でのみ発行を受けることができます。

４．利用者が支払う Edy の発行対価は、利用者から当社に対し、直接又は楽天 Edy 株式会社若しくは提携会社を通じて支払われます。

５．利用者は、当社、楽天Edy株式会社又は提携会社所定の時間内に限り、Edyの発行を受けることができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、Edyの発行が中止されることがあり、この場合、利用者は異議を述べません。

第７条（Edyの使用）

１．利用者は、商品等を購入し又は提供を受ける際に、Edyカードに記録されたEdyを使用して、加盟店に当該商品等の代金を支払うことができます。ただし、加盟店により、一部の商品等については、その代金の支払いには使用できない場合があります。

２．利用者が加盟店の店頭において商品等の代金を Edy で支払う場合には、当該加盟店において当該商品等の代金額が Edy 端末に入力された後、利用者は、Edy カードをEdy端末の定められた部分に触れさせることにより（加盟店に代行させる場合を含み、以下同様とします。）商品等の代金額に相当するEdyをEdy端末に移転させ、当該加盟店に対する商品等の代金を支払います。この場合、商品等の代金額及び使用後

の Edy の残高が Edy 端末に表示されますので、利用者は、その表示された内容に誤りがないかどうか、ご確認いただき、誤りがあった場合には、速やかに当該加盟店に対してお申し出ください。

３．利用者が加盟店に対し、インターネットを通じて Edy により商品等の代金を支払う場合には、利用者は、パーソナルリーダ・ライタ接続機器の画面の指示に従い、Edy カードより商品等の代金額に相当する Edy を Edy 端末に移転させて、加盟店に当該代金を支払います。

４．前２項の場合、Edy 端末又はパーソナルリーダ・ライタ接続機器に支払いが完了した旨の表示がされたときに、利用者の Edy カードから加盟店の Edy 端末に対する Edy の移転が完了し、これにより当該 Edy 相当額の金銭の加盟店に対する引渡しと同様の効果が発生します。

５．利用者は、本条第２項及び第３項の場合において、Edy が正常に移転するまで、Edy カードを Edy 端末の定められた部分に触れさせてください。Edy カードを Edy 端末の定められた部分に触れさせたにもかかわらず、Edy が正常に移転しなかった場合、利用者は、加盟店の指示に従ってください。

６．利用者は、Edy により加盟店から購入又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者と加盟店との間で解決します。

７．当社及び楽天 Edy 株式会社は、利用者と加盟店との間に生じた問題について、責めを負わないものとします。

第８条（Edy 使用後の取扱い）

前条（Edy の使用）第４項に定める Edy の移転後、利用者と加盟店の間における Edy 移転の原因となる商品等の購入又は提供に係る取引の無効が判明し、又は、当該取引の取消し、解除が行われた場合であっても、利用者は、当社及び当該加盟店に対して当該 Edy の移転の無効又は取消しを求めることはできません。この場合、利用者と当該加盟店との間の精算は、現金等により行われます。

第９条（楽天 Edy サービスの利用中止等）

１．当社が次のいずれかに該当すると認定した場合には、利用者に予告することなく楽天 Edy サービスの利用を全面的に又は部分的に中止することがあります。

（１）Edy カード若しくはこれに記録された Edy（利用者の保有か否かを問わない）が偽造、変造若しくは不正作出されたとき、又はその疑いのあるとき。

（２）Edy（利用者の保有か否かを問わない）が不正使用されたとき又はその疑いのあるとき。

（３）Edy カード若しくはパーソナルリーダ・ライタの破損、電磁的影響その他の事由により Edy が破壊及び消失したとき又は楽天 Edy サービスに関するシステムの障害その他の事由により Edy 端末が使用不能となったとき。

（４）楽天 Edy サービスに関するシステムを管理運用する会社の休業日、休業時間又は保守管理その他の事由により楽天 Edy サービスに関するシステムの全部又は一部を休止するとき。

（５）利用者による Edy の使用が本規約に違反し、又は、違反するおそれのあるとき。

（６）利用者による Edy カード又はパーソナルリーダ・ライタの利用が本規約に違反し、又は、違反するおそれのあるとき。（７）その他やむを得ない事由が生じたとき。

２．前項の楽天 Edy サービスの全部又は一部の利用中止により、利用者に不利益又は損害が生じた場合でも、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社はその責任を負いません。

３．利用者は、Edy カード又はこれに記録された Edy が、偽造、変造又は不正作出されたものであることを知ったときは、Edy カード又は Edy を使用できません。この場合、利用者は当社に対して当社所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造又は不正作出された Edy カード又は Edy を当社所定の方法により当社に提出します。

第 10 条（Edy カードの紛失、盗難等）

Edy カードの紛失、盗難その他の事由により Edy カードに記録された未使用の Edy が紛失し、又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は、その責任を負いません。

第 11 条（Edy に生じた事故）

１．Edy カードに記録された Edy が、Edy カードの破損、電磁的影響その他の事由により破壊され又は消失した場合、利用者は当該 Edy カードを直ちに当社所定の方法により提出することとします。

２．当社は、前項の Edy カードについて未使用のまま破壊又は消失された Edy の金額を当社所定の方法で確認し、これによって未使用のまま破壊又は消失された Edy に

相当する金額を当社が確認できた場合には、当社所定の方法でその金額を利用者に返還します。

第 12 条（Edy の払戻し）

１．Edy の払戻しは、前条（Edy に生じた事故）第２項、本条、第１８条（利用資格の取消し）及び第２０条（楽天 Edy サービスの終了等）に定める場合又は当社が特に認める場合を除き、行うことができません。

２．当社の都合により楽天 Edy サービスを全面的に終了する場合には、利用者は、当社に対して Edy の払戻しを申し出ることができます。この場合、当社は、当社所定の場所において当社所定の方法により、利用者の Edy カードに記録された未使用の Edy の金額を確認し、その金額の払戻しを行います。なお、払戻しを実施した Edy カードは、以後 Edy カードとして使用することはできません。

３．当社は、払戻しを求める利用者が正当な Edy カードの所持者であることが確認できない場合又は未使用の Edy の金額を確認できない場合は、払戻しの申し出を断ることができます。

４．第２項に定める場合を除き、Edy の払戻しを行う場合には、当社所定の払戻手数料を申し受けることがあります。

第 13 条（Edy カードの返却）

１．利用者は、Edy カードに付帯する個別のサービスの有効期間満了その他の理由により、当該カードをカードの発行会社に返却する場合には、Edy カードに記録された Edy を使い切り、当該 Edy カードの発行会社の指示に従い当該 Edy カードの返却を行います。

２．前項の場合において、Edy を使い切ることなく、Edy が記録された状態の Edy カードを当該 Edy カードの発行会社に返却した場合には、利用者は、当該 Edy の使用権を放棄したものとして取り扱われることを、あらかじめ同意します。

第 14 条（特典等の扱い）

利用者は、ポイントサービスや割引サービス等を提供する事業者（以下「ポイント事業者等」といいます。）が利用者との約定に基づき Edy と関連して独自のサービスを提供するに当たり、ポイント事業者等及び当社が別途定める事由により利用者に当該サービスに付随して付与される特典等が付与されない場合があることにあらかじめ同意します。

第 15 条（個人情報の取扱い）

当社は、本規約に基づく取引において、原則として、利用者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号。その後の改正を含む。）第２条第１項に定義する個人情報をいい、以下「個人情報」といいます。）を取得しません。ただし、当社は、払戻しの手続を行うに当たり、利用者の住所、氏名その他の情報を取得することがあります。この場合、当社は、取得した情報を払戻しの手続及びこれに関する問い合わせのためにのみ利用することとし、また善良なる管理者としての注意をもって当該情報を管理します。

第 16 条（Edy 使用情報の取得等）

利用者は、当社が楽天 Edy サービスを運営する上で取得した Edy の使用履歴情報が楽天 Edy 株式会社に帰属することに同意し、当社及び楽天 Edy 株式会社がそれらの情報を利用者個人を特定することなく利用すること及び第三者に対してこれらの情報を提供することにあらかじめ同意します。ただし、当該情報が個人情報に該当する場合には、同法及びこれに基づく政令、ガイドライン等並びに当社の社内規程の定めに従い、かかる情報を取り扱うこととします。

第 17 条（調査）

１．当社は、Edy の安全性を高める目的及び当社が不適当と判断する Edy の使用を防止する目的等のために調査、情報の取得を行うことがあります。

２．利用者は、当社が前項の目的のため利用者における Edy の使用状況について調査、情報の取得を行い、法令等に基づく場合又は捜査機関、税務署その他国の機関からの要請その他当社が必要と認める第三者に当該情報を開示する場合があることにあらかじめ同意します。ただし、当該情報が個人情報に該当する場合には、同法及びこれに基づく政令、ガイドライン等並びに当社の社内規程の定めに従い、かかる情報を取り扱うこととします。

第 18 条（利用資格の取消し）

当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該利用者の楽天 Edy サービスの利用資格を取り消すことができます。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、当該利用者に対し楽天 Edy サービスの利用を中止することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

（１）本規約に違反した場合

（２）反社会的勢力である又はその疑いがあると当社が判断した場合
（３）楽天 Edy サービスの利用に関し、自ら又は第三者を利用して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害した場合
（４）楽天 Edy サービスが犯罪に利用されている又は利用された疑いがあると当社が判断した場合
（５）その他利用者の楽天 Edy サービスの利用状況等から、楽天 Edy サービスの利用者として不適格と当社が判断した場合

第 19 条（加盟店及び商品等）

１．楽天 Edy 株式会社と加盟店との加盟店契約の締結及び終了等の事由により、加盟店の数が増減することがあります。
２．楽天 Edy 株式会社と加盟店は、販売又は提供に係る代金について Edy を使用することのできない商品等を個別に追加、変更することができます。

第 20 条（楽天 Edy サービスの終了等）

１．当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、又は当社の都合等その他の事由により、楽天 Edy サービスの取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、当社は、利用者に対して当社所定の方法で事前に通知します。
２．利用者は、前項の通知を受けたときは速やかに、未使用の Edy について第１２条に基づく払戻しの手続を行います。

第 21 条（制限責任）

楽天 Edy サービスを利用することができないことにより利用者に生じた不利益又は損害については、当社はその責任を負いません。ただし、当該不利益又は損害が当社の故意又は重過失に基づく場合を除きます。なお、逸失利益、機会損失については、当社は責任を負いません。

第 22 条（規約の変更）

当社は、あらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知することにより、本規約を変更することができます。当該告知後、利用者が Edy の発行を受け又は Edy を使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

第 23 条（合意管轄裁判所）

利用者は、本規約に基づく取引に関して万一当社との間に紛争が生じた場合、当社の本店の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上

附則

本規約は、平成 27 年 6 月 22 日から適用します。

【お問合わせ・ご相談窓口】

本規約に関するお問合せは、以下の連絡先までご連絡ください。

楽天カード株式会社

TEL：0570-081-999